

群馬県立精神医療センター入院患者用寝具並びに当直職員用寝具及びリネン類に係る
賃貸借契約書（案）

群馬県立精神医療センター院長 赤田 卓志朗（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、入院患者用寝具並びに当直職員用寝具及びリネン類の賃貸借に関する契約を次のとおり締結する。

（目的）

- 第1条 乙は、甲に対して、甲の業務に支障を来さないよう寝具及びリネン類（以下「寝具等」という。）を清潔な状態で誠意をもって納品し、甲はその対価として、乙に賃借料を支払うものとする。
- 2 履行場所及び業務の詳細については、仕様書に定めるとおりとする。
- 3 甲の用に供される賃貸借物件の詳細は、仕様書別紙に定めるとおりとする。

（賃貸借期間）

- 第2条 本契約の賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。
- 2 契約期間中における各年度の3月31日までに甲又は乙から契約を解除する等の通告がないときは、同一の条件のもと各年度における予算の範囲内で契約を継続することができる。

（契約保証金）

- 第3条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（提供物件）

- 第4条 乙が甲の使用に供すべき寝具の1床当たりの数量は、仕様書別紙に定めるとおりとする。以後、増加分についてもこの契約に準ずるものとする。
- 2 院内に保有する寝具等について、甲乙双方立ち会いの上で在庫調査を適宜行うことができる。

（納集品）

- 第5条 乙は、1週に3回の割合で納集品業務を行い、提供数を伝票に明記して甲に提出する。
- 2 寝具等の使用場所は甲の病院内とし、当該病院までの往復に要する運搬費は乙の負担とする。
- 3 寝具等の納入及び引取は、甲の指定する荷姿及び場所で行い、納入の都度甲の検査を

受けなければならない。

(賃借料等)

第6条 賃貸借に係る賃借料(単価)は、下記のとおりとする。乙は、毎月の賃借料を毎月月末をもって締め切り、1ヶ月分を取りまとめたうえ、消費税及び地方消費税額(円未満切捨)を加算して、翌月10日までに甲に請求するものとする。

なお、病態による汚損及び転室、転棟等のため、特に必要があつて一組の寝具等を超えて借り受けた場合、その超える賃貸借料については無償とする。

- 一 患者用一般寝具 ○〇円
- 二 当直職員(看護師)用寝具 ○〇円
- 三 当直職員(警備員)用寝具 ○〇円
- 四 当直職員(当直医)用寝具 ○〇円
- 五 当直職員(研修医)用寝具 ○〇円

2 前項の賃借料の算出に用いる1ヶ月間の使用数は以下の各号による。

- 一 患者用寝具 賃借人の報告数(当該1ヶ月間の延入院患者数から外泊数を差し引いた数)
- 二 当直職員用寝具 借用数(1日あたり)×日数(暦どおり)

3 甲は、前2項に基づく乙の適法な請求書を受領してから30日以内に賃借料の支払いを行う。

(検査)

第7条 乙は、寝具等の洗濯、補修等にかかる施設・設備、方法については甲の指示を受け、乙はその検査に応ずるものとする。

(衛生基準)

第8条 乙は、平成5年2月15日健政第98号厚生省健康政策局長通知第3の8(2)及び平成5年2月15日指第14号厚生省通知別添1に定める衛生基準に従い、寝具等を適正に処理しなければならない。

(洗濯及び補修)

第9条 乙は、甲の指示により、乙の負担において洗濯、補修、仕立て直しを行い、常に衛生的かつ清潔な寝具等を甲に供給するものとする。

(予備洗濯)

第10条 甲の使用により寝具等に血痕、膿、小水等の汚物が付着した場合は、甲において予備洗濯をして乙に引き渡すものとする。

(感染防止)

第11条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第7項までに規定する感染症の病原体により汚染されている恐れのある寝具等であって、医療機関において感染防止の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものを乙に洗濯させることはできない。また、診療用放射線同位元素により汚染され又は汚染されているおそれのある寝具等を乙に洗濯させることはできない。

(感染症の危険のある寝具等の取扱い)

第12条 甲は、前条に規定する以外の病原感染の危険のある寝具等を乙に洗濯させる場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行わなければならない。甲は、例外的に消毒前の感染伝染の危険のある寝具等を乙に洗濯させるときは、感染の危険のある寝具等である旨を表示の上、密閉した容器に納めて持ち出すなど他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。

(紛失弁償)

第13条 甲が使用した寝具等を紛失、焼失、大破損、その他の理由で乙に返還できない場合は、使用期間の賃借料のほかに、乙に対し実費弁償金を支払うものとする。ただし、使用期間中に生じた破損、汚損等については甲乙協議の上で弁償金を定めるものとする。

(事故等の報告)

第14条 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(賃貸物件の事前引渡し)

第15条 乙の寝具等の機能確認のため、契約期間開始前に甲に引渡しを行う。その場合は寝具等の引渡し日から契約開始の前日まで、甲は寝具等を使用できるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、本業務を遂行するに当たり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持)

第17条 乙は、業務上知り得た患者及び甲の秘密事項をほかに漏らしたり、ほかの目的

に利用したりしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(瑕疵担保責任)

第18条 寝具等に隠れた瑕疵があるときは、甲は、乙に対してその瑕疵の補正を請求し、若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

(契約の変更)

第19条 甲又は乙が本契約の全部又は一部を変更するときは、1か月前までに文書により相手方に申し出て甲乙協議の上決定する。

(契約変更)

第20条 契約期間中著しい物価の変動等により契約改定の必要があるときは、甲乙両者協議のうえ改定を行うものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (6) その他この契約書の条項に違反したとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として第1条に規定する契約単価に仕様書記載の予定数量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じ

て得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

- 3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき第1条に規定する契約単価に仕様書記載の予定数量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第23条 乙が、第5条第2項並びに第6条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第24条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求(以下「追完請求」という。)することができる。
- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項

に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）

第25条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

第26条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第27条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第28条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第29条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、群馬県病院局財務規程（平成15年病院管理規定第5号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター
院長 赤田 卓志朗

乙 住所

事業者名

代表者名